

富山市老人クラブ連合会【女性部会】役員選出基準

令和8年5月1日現在

選出区域等	地 区 名					部会員	幹 事		幹 事 選出後 部会員
	※1						※2	部会長 副部会長 ※3・4	
富山東 ブロック 【11地区】	八人町	五番町	星井町	柳 町	清水町	7	4	(1)	3
	東 部	山 室	山室中部	新 庄	新庄北				
	藤ノ木								
富山西 ブロック 【12地区】	五 福	桜 谷	神 明	四 方	草 島	7	4	(1)	3
	呉 羽	長 岡	古 沢	老 田	寒 江				
	池 多								
富山南 ブロック 【12地区】	総曲輪	愛 宕	安野屋	西田地方	堀 川	8	4	(1)	4
	堀川南	蛭 川	太 田	熊 野	月 岡				
	新 保	光 陽							
富山北 ブロック 【13地区】	岩 瀬	大広田	浜黒崎	針 原	萩 浦	7	4	(1)	3
	豊 田	奥 田	奥田北	水橋中部	水橋西部				
	水橋東部	三 郷	上 条						
大沢野・大山・ 細入ブロック 【11地区】	大沢野南部	大沢野北部	大久保	船 峠	下 タ	8	4	(1)	4
	大 庄	福 沢	文珠寺	小 見	細 入				
八尾・婦中・ 山田ブロック 【17地区】	八 尾	保 内	杉 原	黒瀬谷	室 牧	16	4	(1)	12
	野 積	大長谷	速 星	鵜 坂	宮 川				
	婦中熊野 山 田	朝 日	古 里	音 川	神 保				
合 計						53	24	(6)	29

※1 部会は、市老連女性会員のうち、地区代表をもって構成する。(部会要綱第3条)

は、地区代表がいない地区。

※2 幹事は、各地区の女性(地区代表)の中から選出された者をあてる。(部会要綱第7条第2項)

※3 部会長、副部会長は、幹事の中から互選とする。(部会要綱第7条第1項)

※4 部会長は、副部会長の中から選出。

※5 部会長、副部会長の中から3名を市老連の理事に推薦し、そのうち1名を副会長に推薦。

※6 副部会長の中から3名を市老連の評議員に推薦。

※7 部会長及び副部会長の中から2名を県老連女性委員会委員に推薦。